

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第92条第2項中「分当する」を「按分する」に改める。

第127条中「、自動車運送事業に100分の50、高速鉄道事業に100分の50の割合をもって分当するものとする」を、「の配賦は、管理者が別に定めるところにより按分する」に改める。

別表第1自動車部運輸課長の項中「自動車部運輸課事故対策係長」を「自動車部運輸課安全監理係長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)

(交通局企画総務部財務課)